

## 福山市離島における指定居宅サービス等の提供に伴う交通費補助要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の離島に居住する本市の要介護者等に対し、指定居宅サービス事業者等が指定居宅サービス等を提供する際に負担する渡船費用の一部を補助することにより、当該地域における指定居宅サービス等の円滑な提供を図ることを目的とし、福山市補助金交付規則（昭和41年規則第17号）第19条から第21条までの規定により、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象地域 本市走島町をいう。
- (2) 指定居宅サービス事業者等 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に規定する指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護予防相当訪問事業（福山市介護予防・日常生活支援総合事業における指定第1号事業の人員、設備及び運営並びに指定第1号事業に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成28年条例第33号）第2条第2項第2号に規定する指定介護予防相当訪問事業をいう。以下同じ。）、指定介護予防相当通所事業（同項第4号に定める指定介護予防相当通所事業をいう。以下同じ。）及び介護予防ケアマネジメントA（福山市介護予防・生活支援サービス事業（介護予防ケアマネジメント）実施要綱第3条第1項に規定する介護予防ケアマネジメントAをいう。以下同じ。）の提供事業者をいう。
- (3) 指定居宅サービス等 訪問介護等サービス及び通所介護等サービスをいう。
- (4) 訪問等介護サービス 介護保険の保険給付の対象となる法に規定する訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、小規模多機能型居宅介護（通いサービス及び宿泊サービスを除く。）、複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）（通いサービス及び宿泊サービスを除く。）、居宅介護支援、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防小規模多機能型居宅介護（通いサービス及び宿泊サービスを除く。）及び介護予防支援、法に規定する住宅改修費の支給又は介護予防住宅改修費の支給の申請に係る住宅改修について必要と認められる理由を記載する書類の作成（居宅介護支援事業者又は介護予防支援事業者が行うものに限る。）、介護保険の保険給付の対象となる居宅介護支援及び介護予防支援を除く。

く。)並びに指定介護予防相当訪問事業及び介護予防ケアマネジメントAをいう。

(5) 通所介護等サービス 介護保険の保険給付の対象となる法に規定する通所介護，通所リハビリテーション，短期入所生活介護，短期入所療養介護，地域密着型通所介護，認知症対応型通所介護，小規模多機能型居宅介護（通いサービス及び宿泊サービスに限る。），複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）（通いサービス及び宿泊サービスに限る。），介護予防通所リハビリテーション，介護予防短期入所生活介護，介護予防短期入所療養介護，認知症対応型通所介護及び介護予防小規模多機能型居宅介護（通いサービス及び宿泊サービスに限る。）並びに指定介護予防相当通所事業をいう。

(6) 要介護者等 法第7条第3項に規定する要介護者，同条第4項に規定する要支援者及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の62の4第2号に規定する者

（補助金の交付の対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は，本市に指定居宅サービス等の事業を行う事業所を有する指定居宅サービス事業者等であって，次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 対象地域に当該指定居宅サービス等の事業を行う事業所を有しないこと。

(2) 対象地域を当該指定居宅サービス等の通常の事業の実施地域とすること。

2 前項に規定する指定居宅サービス事業者等が対象地域に所在する指定居宅サービス等の事業を行う事業所を有する場合で，本市に所在する当該事業所以外の事業所により対象地域の要介護者等に対する指定居宅サービス等が行われるときにおける同項の規定の適用については，同項中「次の各号のいずれにも」とあるのは「第2号に」と，「とする」とあるのは「とし，対象地域に所在する指定居宅サービス等の事業を行う事業所により行われる指定居宅サービス等は，補助金の交付の対象としない」とする。

（補助金の額）

第4条 補助金の額は，第1号に掲げる額に第2号に掲げる数を乗じて得た額を上限とする。

(1) 海上運送法（昭和24年法律第187号）に規定する一般旅客定期航路事業者が発行する回数乗船券の販売価格を当該回数乗船券の販売綴枚数で除して得た額。ただし，算定した額に1円未満の端数があるときは，これを切り捨てた額とする。

(2) 次に掲げる指定居宅サービス等の区分に応じ，それぞれア又はイに定める回数

ア 訪問介護等サービス 現に訪問介護等サービスを行うために渡船を利用した回数。ただし，1日につき，乗船回数については対象地域において現に指定居宅サービス等を提供する者1人につき2回を限度とする。

イ 通所介護等サービス 現に通所介護等サービスに係る要介護者等の送迎（要介護者等の渡船費用を指定居宅サービス事業者等が負担した場合に限る。）のために渡船を利用した回数。ただし、1日につき、乗船回数については要介護者等及び現に要介護者等を送迎する指定居宅サービス等を提供する者それぞれ1人につき2回を限度とし、要介護者を送迎する者の人数については1人を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助の対象としないものとする

(1) 指定居宅サービス事業者等が要介護者等から交通費の支払を受ける場合

(2) 指定居宅サービス等に要する費用の額の算定に関し、要介護者等に対する送迎に係る加算を算定する場合

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金（変更）交付申請書（別記様式第1号）及び事業（変更）計画書（別記様式第2号）により、市長に申請しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第6条 前条の規定により補助金の交付の申請があったときは、市長はこれを審査の上、適当と認めるものについて、予算及び第4条に定める額の範囲内で補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をするものとする。

2 市長は、交付決定をする場合には、補助事業の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

3 市長は、交付決定をしたときは、速やかに、補助金交付決定通知書により、当該交付決定の内容（前条の規定により条件を付した場合には当該条件を含む。）を補助金の交付の申請をした者に通知しなければならない。

(状況報告)

第7条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の遂行状況を、提供月の翌月10日（ただし、3月提供分にあつては、当年3月末日）までに、次に掲げる書類を添付して、状況報告書（別記様式第3号）により、市長に報告しなければならない。

(1) 対象地域において指定居宅サービス等を提供したことが確認できる書類

(2) その他市長が必要と認めた書類

(交付決定の変更)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ補助金（変更）交付申請書（別記様式第1号）及び事業（変更）計画書（別記様式第2号）により、変更申請しなければならない。

2 第6条の規定は、補助金の変更交付決定について準用する。

(実績報告書の提出)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、市長が別に定める期日まで

に、実績報告書（別記様式第5号）により市長に報告しなければならない。

（補助金の交付）

第10条 市長は、前条の規定により実績報告書の提出があった場合には、これを審査の上、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金を交付するものとする。

2 補助金の請求は、請求書により市長に対して行うものとする。

（交付決定の取消し）

第11条 市長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段によって補助金の交付を受けたとき。

(2) 第6条第2項（第8条の規定により準用する場合を含む。）の規定により付した条件に違反したとき。

(3) 第14条に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは同条の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同条に規定する質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(4) 補助事業の実施について不正の行為が認められるとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書によりその旨を補助事業者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第12条 市長は、前条第1項の規定により交付決定を取り消した場合において、既に補助金が支払われているときは、当該取消しに係る部分に関し、期限を定めて、補助金の返還を補助事業者に命ずるものとする。

（帳簿の備付け）

第13条 補助事業者は、補助事業の実施に関し必要な事業記録簿、金銭出納簿その他の帳簿を備え付け、証拠書類とともに整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかななければならない。

（立入検査等）

第14条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、補助事業者に対して、補助事業に関する報告を求め、又はその指定する職員にその事業所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

（雑則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、2008年（平成20年）4月1日から施行し、2008年（平成20年）4月サービス提供分から適用する。

附 則

この要綱は、2012年（平成24年）2月6日から施行し、2012年度（平成24年度）補助金交付申請から適用する。

附 則

この要綱は、2012年（平成24年）4月1日から施行し、2012年（平成24年）4月サービス提供分から適用する。

附 則

この要綱は、2013年（平成25年）4月1日から施行し、2013年（平成25年）4月サービス提供分から適用する。

附 則

（施行期日等）

- 1 この要綱は、2015年（平成27年）4月1日から施行し、2015年（平成27年）4月サービス提供分から適用する。

（経過措置）

- 2 2015年（平成27年）3月31日において介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要支援認定を受けていた被保険者その他の地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第11条に規定する厚生労働省令で定める者に対して指定居宅サービス等を提供する際に指定居宅サービス事業者等が負担する渡船費用の一部の補助については、当該要支援認定の有効期間（介護保険法第33条第1項に規定する有効期間をいう。）の末日その他の2018年（平成30年）3月31日までの間において整備法附則第11条に規定する厚生労働省令で定める日までの間は、この要綱による改正後の第2条の規定は適用せず、この要綱による改正前の第2条の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、2018年（平成30年）4月1日から施行し、2018年（平成30年）4月サービス提供分から適用する。